

# 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

## 1 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率のポイント

- 健全化判断比率の4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、県内市町村いずれも「早期健全化基準」を下回る比率を計上
- 資金不足比率は、県内市町村では、三浦市の病院事業会計が「経営健全化基準」を超過

## 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

### 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の公表について】

- ・ 平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)」が公布され、平成20年度(平成19年度決算)から、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」という。)について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。
- ・ また、健全化判断比率等の公表に関しては、法に基づき、市町村(政令指定都市除く)においては、議会報告を経て確定・公表した健全化判断比率等を県に報告(政令指定都市は総務大臣に報告)することが義務付けられているとともに、報告を受けた県及び国は、その結果を取りまとめ、その概要を公表することが義務付けられている。(神奈川県内の市町村の確定した比率については11月28日公表)
- ・ なお、平成21年度(平成20年度決算)からは、早期健全化基準・財政再生基準及び経営健全化基準の適用により、基準を上回った地方公共団体においては、それぞれ法に基づくスキームに従って財政健全化、経営健全化を図ることが義務付けられている。

### 【市町村早期健全化基準等】(以下(1)~(3)の記載内容は平成20年度決算から適用)

#### (1) 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

#### (2) 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村(「財政再生計画」を定めた財政再生団体)は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は「財政健全化計画」と同様)
- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。

ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

【健全化判断比率】

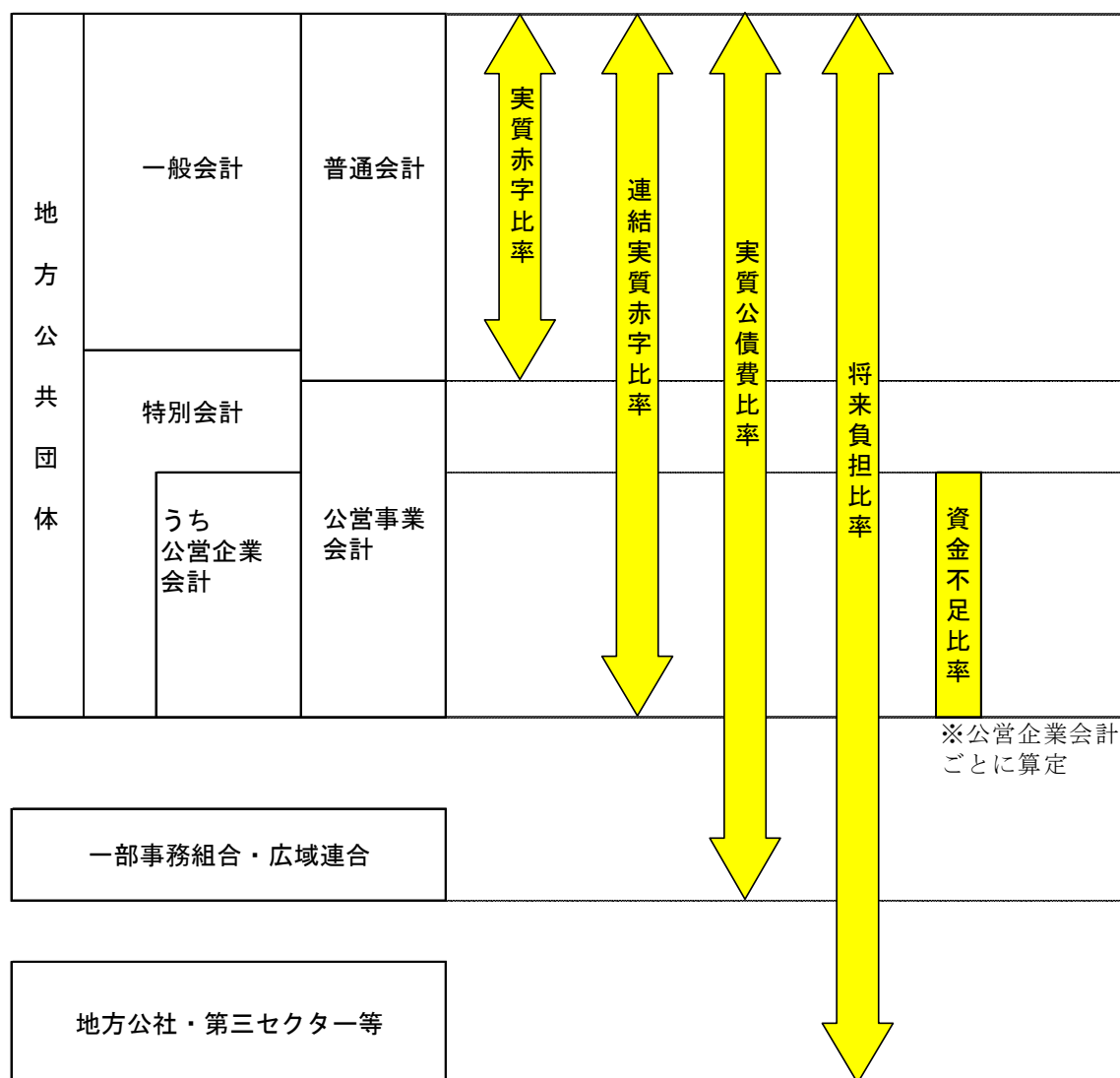
区 分	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて11.25%~15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に 応じて2.5%~10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて16.25%~20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

(3) 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「経営健全化計画」について、公営企業(「経営健全化計画」を定めた経営健全化団体)は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

【健全化判断比率等の対象会計等について】



### 3 県内市町村の概況

#### (1) 健全化判断比率

##### ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率が計上された団体はない。

##### イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、公営企業等も含めた連結ベースにおいても、収支差額において赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率についても計上された団体はない。

##### ウ 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模、いわば”身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標であり、18.0%以上となると起債にあたって知事(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となり、25.0%以上となると一部の起債発行が制限されることとなる。

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える20.6%となっているほかは、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はない。

##### エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の、標準財政規模等に対する比率であり、これらの負債が今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が292.7%、次いで箱根町が208.3%となっているが、県内団体において、早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金や都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が3団体(海老名市、愛川町、清川村)ある。

#### (2) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

平成19年度決算においては、資金不足が生じた公営企業は、三浦市の病院事業会計のみであり、かつ、経営健全化基準を超過した公営企業となっている。

### 4 暫定値公表以降の比率の変動

健全化判断比率等の暫定値(平成20年9月5日時点)公表(同月30日)以降、変動があった比率及びその理由については、以下のとおりである。

市町村名	項目	確定値	暫定値	変動理由
座間市	将来負担比率	75.7%	78.1%	退職手当負担見込額の精査による修正
松田町	実質公債費比率	8.5%	8.4%	下水道事業会計繰出し基準明確化に伴う関連数値の見直し等による修正
	将来負担比率	110.1%	109.1%	

なお、上記変動に伴い、他都市平均等の比率も変動している。

実質公債費比率	町村平均、県内平均とも変動なし	
将来負担比率	他都市平均	76.0%(暫定値)→75.8%(確定値)
	町村平均	99.5%(暫定値)→99.6%(確定値)
	政令市除き県内平均	86.1%(暫定値)→86.0%(確定値)

【健全化判断比率等(確定値)一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率
		早期健全化基準		早期健全化基準			
横浜市	—	11.25	—	16.25	20.6	292.7	全13会計 —
川崎市	—	11.25	—	16.25	16.3	147.3	全9会計 —
政令市平均	—	-----	—	-----	18.5	220.0	
横須賀市	—	11.25	—	16.25	5.4	96.2	全4会計 —
平塚市	—	11.25	—	16.25	5.6	28.9	全4会計 —
鎌倉市	—	11.53	—	16.53	4.3	67.2	全1会計 —
藤沢市	—	11.25	—	16.25	9.6	46.4	全3会計 —
小田原市	—	11.51	—	16.51	12.9	115.8	全5会計 —
茅ヶ崎市	—	11.49	—	16.49	4.7	25.3	全2会計 —
逗子市	—	13.13	—	18.13	4.4	100.3	全1会計 —
相模原市	—	11.25	—	16.25	4.8	33.1	全3会計 —
三浦市	—	13.43	—	18.43	8.4	146.8	病院事業会計26.5 他3会計 —
秦野市	—	11.88	—	16.88	8.2	87.9	全2会計 —
厚木市	—	11.25	—	16.25	5.7	63.5	全2会計 —
大和市	—	11.46	—	16.46	10.0	63.5	全2会計 —
伊勢原市	—	12.53	—	17.53	7.2	84.5	全1会計 —
海老名市	—	12.11	—	17.11	3.2	—	全1会計 —
座間市	—	12.39	—	17.39	9.4	75.7	全2会計 —
南足柄市	—	13.43	—	18.43	5.1	87.3	全2会計 —
綾瀬市	—	12.72	—	17.72	9.7	91.1	全1会計 —
他都市平均	—	-----	—	-----	7.0	75.8	—
葉山町	—	14.27	—	19.27	1.9	4.9	全1会計 —
寒川町	—	13.26	—	18.26	5.2	72.5	全1会計 —
大磯町	—	14.31	—	19.31	11.4	122.3	全1会計 —
二宮町	—	14.75	—	19.75	5.6	92.6	全1会計 —
中井町	—	15.00	—	20.00	12.9	58.6	全2会計 —
大井町	—	15.00	—	20.00	7.6	30.3	全2会計 —
松田町	—	15.00	—	20.00	8.5	110.1	全3会計 —
山北町	—	15.00	—	20.00	11.3	109.7	全2会計 —
開成町	—	15.00	—	20.00	15.4	106.6	全2会計 —
箱根町	—	14.23	—	19.23	11.1	208.3	全3会計 —
真鶴町	—	15.00	—	20.00	9.3	149.4	全2会計 —
湯河原町	—	14.73	—	19.73	10.7	130.1	全3会計 —
愛川町	—	13.44	—	18.44	3.6	—	全2会計 —
清川村	—	15.00	—	20.00	1.1	—	全2会計 —
町村平均	—	-----	—	-----	8.3	99.6	—
政令除き県内平均	—	-----	—	-----	7.6	86.0	—
県内平均	—	-----	—	-----	8.2	95.0	—

(注) 上記平均は、単純平均。なお、将来負担比率の平均は、将来負担比率が計上されなかった海老名市、愛川町、清川村を除いた平均値となる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく  
健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票(確定値)

市町村名	ページ	市町村名	ページ
横浜市	6	葉山町	25
川崎市	7	寒川町	26
横須賀市	8	大磯町	27
平塚市	9	二宮町	28
鎌倉市	10	中井町	29
藤沢市	11	大井町	30
小田原市	12	松田町	31
茅ヶ崎市	13	山北町	32
逗子市	14	開成町	33
相模原市	15	箱根町	34
三浦市	16	真鶴町	35
秦野市	17	湯河原町	36
厚木市	18	愛川町	37
大和市	19	清川村	38
伊勢原市	20		
海老名市	21		
座間市	22		
南足柄市	23		
綾瀬市	24		

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	—	—	20.6	292.7
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	782,275,116
	② 一般会計等実質収支	1,554,662
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	782,275,116
	④ 連結実質収支	64,230,671
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	20.1
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	23.0
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	19.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	4,156,153,738
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	2,202,604,192
	⑩ 標準財政規模	782,275,116
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	114,928,392

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が15億55百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者救済事業費会計及び公共事業用地費会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では642億30百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業費会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、新墓地事業費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る比率となっている。</li> <li>なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。</li> </ul>

資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	80,904,151	▲ 19,795,491	—	20.0
工業用水道事業会計	2,757,645	▲ 1,534,522	—	
自動車事業会計	21,442,446	▲ 2,589,114	—	
高速鉄道事業会計	33,009,686	—	—	
下水道事業会計	117,500,695	▲ 13,862,188	—	
病院事業会計	298,885,552	▲ 1,689,965	—	
埋立事業会計	400,249,593	▲ 20,501,335	—	
港湾整備事業費会計	3,074,108	▲ 961,432	—	
中央卸売市場費会計	2,311,431	▲ 98,497	—	
中央と畜場費会計	310,238	▲ 199,440	—	
新墓園事業費会計	1,400,306	▲ 27,812	—	
風力発電事業費会計	60,041	▲ 22,060	—	
市街地開発事業費会計	41,147,038	—	—	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 13会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		—	—	16.3	147.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	305,696,602
	② 一般会計等実質収支	1,228,363
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	305,696,602
	④ 連結実質収支	22,785,304
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	15.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	17.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	15.9
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	1,307,179,357
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	919,403,279
	⑩ 標準財政規模	305,696,602
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	42,548,062

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が12億28百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では227億85百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用下水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> <li>なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額や債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	26,775,005	▲ 1,736,642	—	20.0
下水道事業会計	37,011,490	▲ 164,572	—	
水道事業会計	31,458,790	▲ 12,358,525	—	
工業用水道事業会計	7,781,041	▲ 5,148,493	—	
自動車運送事業会計	7,824,890	▲ 632,115	—	
高速鉄道事業会計	—	▲ 37,380	—	
卸売市場事業特別会計	967,291	—	—	
港湾整備事業特別会計	933,374	▲ 39,164	—	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	295,365	▲ 343,811	—	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 9会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		—	—	5.4	96.2
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	81,739,896
	② 一般会計等実質収支	2,628,252
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	81,739,896
	④ 連結実質収支	20,951,286
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	5.6
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.3
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.5
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	268,109,125
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込 等)	200,378,628
	⑩ 標準財政規模	81,739,896
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,405,268

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が26億28百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計公債管理費が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計老人保健医療費では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では209億51百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、臨海土地造成事業会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	11,037,168	▲ 5,594,495	—	20.0
下水道事業(公共下水道事業)	9,663,809	▲ 1,126,751	—	
病院事業会計	13,630,590	▲ 993,028	—	
臨海土地造成事業会計	8,054,030	▲ 7,767,948	—	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		—	—	5.6	28.9
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	50,079,373
	② 一般会計等実質収支	1,695,107
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	50,079,373
	④ 連結実質収支	5,153,380
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	6.0
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	117,421,458
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	104,568,129
	⑩ 標準財政規模	50,079,373
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,632,062

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が16億95百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか都市施設用地取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では51億53百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,927,751	▲ 1,799,668	—	20.0
水産物地方卸売市場事業特別会計	6,875	▲ 2,003	—	
下水道事業特別会計	5,789,770	▲ 239,292	—	
農業集落排水事業特別会計	—	▲ 5,882	—	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	4.3	67.2
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.53	16.53	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	37,473,024
	② 一般会計等実質収支	1,356,178
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	37,473,024
	④ 連結実質収支	1,883,093
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.4
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.6
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	3.1
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	108,278,190
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	85,795,502
	⑩ 標準財政規模	37,473,024
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,032,968

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が13億56百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では18億83百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	2,668,453	▲ 154,897	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	9.6	46.4
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	81,023,047
	② 一般会計等実質収支	6,694,701
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	81,023,047
	④ 連結実質収支	11,956,757
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	10.6
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	10.4
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	7.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	175,455,898
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	141,814,645
	⑩ 標準財政規模	81,023,047
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8,568,145

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が66億95百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計、柄沢特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健事業費特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では119億57百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)を公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	7,273,076	▲ 1,019,404	-	20.0
市民病院事業会計	13,296,501	▲ 2,570,760	-	
地方卸売市場事業費特別会計	99,662	0	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	12.9	115.8
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.51	16.51	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	37,937,399
	② 一般会計等実質収支	2,418,771
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	37,937,399
	④ 連結実質収支	6,210,136
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	11.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	13.6
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	13.7
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	118,463,457
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	79,151,829
	⑩ 標準財政規模	37,937,399
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,000,100

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が24億19百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では62億10百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,902,573	▲ 2,329,895	-	20.0
病院事業会計	8,483,657	▲ 741,634	-	
小田原城天守閣事業特別会計	155,197	▲ 15,691	-	
下水道事業特別会計	4,362,915	▲ 305,574	-	
公設地方卸売市場事業特別会計	103,342	▲ 4,728	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 5会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	4.7	25.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.49	16.49	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	38,935,545
	② 一般会計等実質収支	2,599,513
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	38,935,545
	④ 連結実質収支	8,010,882
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.7
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	4.7
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	4.8
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	93,207,753
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,418,724
	⑩ 標準財政規模	38,935,545
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,271,611

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が26億円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では80億11百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、茅ヶ崎市立病院事業会計、下水道事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
茅ヶ崎市立病院事業会計	9,202,749	▲ 4,562,751	-	20.0
下水道事業特別会計	4,051,489	▲ 300,000	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.4	100.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.13	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額
実質赤字比率	
① 標準財政規模	11,400,141
② 一般会計等実質収支	866,789
連結実質赤字比率	
③ 標準財政規模	11,400,141
④ 連結実質収支	1,412,778
実質公債費比率	
⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.6
⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	4.7
⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	3.9
将来負担比率	
⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	29,395,987
⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,174,428
⑩ 標準財政規模	11,400,141
⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,217,138

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が8億67百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では14億13百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,184,477	▲ 10,944	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.8	33.1	
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	127,031,132
	② 一般会計等実質収支	6,035,466
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	127,031,132
	④ 連結実質収支	8,822,859
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	3.7
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.5
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	306,522,718
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	268,169,652
	⑩ 標準財政規模	127,031,132
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,236,891

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が60億35百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では88億23百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直診勘定)、老人保健医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	10,111,823	▲ 384,849	-	20.0
簡易水道事業特別会計	16,014	▲ 20,335	-	
農業集落排水事業特別会計	3,303	▲ 6,546	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	8.4	146.8
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.43	18.43	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	9,442,987
	② 一般会計等実質収支	89,508
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	9,442,987
	④ 連結実質収支	193,369
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	8.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	8.7
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	8.0
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	36,345,339
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	24,151,627
	⑩ 標準財政規模	9,442,987
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,140,393

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が90百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院事業会計では資金不足が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億93百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	2,116,052	561,208	26.5	20.0
水道事業会計	1,333,439	▲ 603,283	-	
市場事業特別会計	362,671	0	-	
公共下水道事業特別会計	223,787	0	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 病院事業会計は、流動資産等に対し流動負債が超過しているため資金不足額が5億61百万円生じている。その結果、資金不足比率が26.5%と経営健全化基準を上回ることとなった。
◆ 水道事業会計、市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の3会計については、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は計上されない。



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	8.2	87.9
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.88	16.88	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	28,426,057
	② 一般会計等実質収支	2,087,474
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	28,426,057
	④ 連結実質収支	4,436,170
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	9.1
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	8.2
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	7.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	80,965,983
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	58,818,643
	⑩ 標準財政規模	28,426,057
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3,249,351

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が20億87百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人医療特別会計は実質収支に赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では44億36百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,074,187	▲ 1,749,757	-	20.0
下水道事業特別会計	1,847,535	▲ 65,893	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	5.7	63.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	/

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	54,064,935
	② 一般会計等実質収支	3,423,000
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	54,064,935
	④ 連結実質収支	6,361,655
実 質 公 債 費 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	5.7
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.7
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	94,953,114
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	63,483,987
	⑩ 標準財政規模	54,064,935
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,548,314

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が34億23百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。

#### ◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では63億62百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計である。

#### ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

#### ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	5,394,580	▲ 2,029,055	-	20.0
公共下水道事業特別会計	3,446,881	▲ 261,393	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	10.0	63.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.46	16.46	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	40,113,406
	② 一般会計等実質収支	1,905,311
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	40,113,406
	④ 連結実質収支	4,219,088
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	10.8
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	10.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	8.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	97,237,266
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	75,017,702
	⑩ 標準財政規模	40,113,406
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,155,870

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が19億5百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では42億19百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> <li>なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	7,135,508	▲ 2,265,626	-	20.0
下水道事業特別会計	3,272,692	▲ 103,135	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆	2会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	7.2	84.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.53	17.53	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	19,392,418
	② 一般会計等実質収支	556,138
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	19,392,418
	④ 連結実質収支	1,461,733
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	7.8
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	6.9
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	7.1
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	48,955,495
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	34,036,540
	⑩ 標準財政規模	19,392,418
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,741,442

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億56百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では14億62百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、債務負担行為に係る支出予定額、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,370,488	▲ 159,491	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	3.2	-
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.11	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	24,547,972
	② 一般会計等実質収支	1,383,211
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	24,547,972
	④ 連結実質収支	1,839,405
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	3.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	3.1
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	3.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	35,073,561
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	39,773,856
	⑩ 標準財政規模	24,547,972
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,879,457

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が13億83百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では18億39百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,773,295	▲ 240,487	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆	下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	9.4	75.7
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.39	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	21,116,328
	② 一般会計等実質収支	724,717
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	21,116,328
	④ 連結実質収支	2,821,609
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	9.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	9.7
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	9.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	53,388,060
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	39,168,641
	⑩ 標準財政規模	21,116,328
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,335,660

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が7億25百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では28億22百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業特別会計	1,637,890	▲ 1,764,692	-	20.0
公共下水道事業特別会計	1,456,607	▲ 100,315	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.1	87.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.43	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,441,511
	② 一般会計等実質収支	603,461
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,441,511
	④ 連結実質収支	2,295,299
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.8
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	6.0
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	4.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	28,679,067
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	21,163,190
	⑩ 標準財政規模	9,441,511
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	838,194

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が6億3百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

#### ◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では22億95百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険事業特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、通所介護事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

#### ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

#### ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	689,383	▲ 1,351,855	-	20.0
下水道事業特別会計	675,629	▲ 196,295	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	9.7	91.1
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.72	17.72	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	15,878,729
	② 一般会計等実質収支	1,453,437
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	15,878,729
	④ 連結実質収支	1,577,485
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	9.6
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	9.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	9.9
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	44,320,567
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	31,620,184
	⑩ 標準財政規模	15,878,729
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,944,365

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が14億53百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では15億77百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人等の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,262,525	▲ 10,000	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	1.9	4.9
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.27	19.27	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	6,405,362
	② 一般会計等実質収支	506,807
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	6,405,362
	④ 連結実質収支	781,957
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	1.7
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	2.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	1.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,843,833
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,558,743
	⑩ 標準財政規模	6,405,362
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	702,177

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が5億7百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億82百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	180,078	▲ 60,264	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.2	72.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.26	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	10,446,068
	② 一般会計等実質収支	777,931
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	10,446,068
	④ 連結実質収支	978,680
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.8
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	5.7
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	23,773,404
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,019,063
	⑩ 標準財政規模	10,446,068
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,140,766

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が7億78百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億79百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	629,261	▲ 35,592	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	11.4	122.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.31	19.31	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	6,295,129
	② 一般会計等実質収支	363,331
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	6,295,129
	④ 連結実質収支	502,962
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	11.1
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	11.4
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	12.0
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	17,596,311
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	10,679,402
	⑩ 標準財政規模	6,295,129
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	643,866

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が3億63百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億3百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	113,034	▲ 38,243	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆	下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	5.6	92.6
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.75	19.75	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	5,398,407
	② 一般会計等実質収支	286,863
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	5,398,407
	④ 連結実質収支	497,073
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	5.8
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	6.2
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	5.2
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	13,388,650
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	8,965,813
	⑩ 標準財政規模	5,398,407
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	624,673

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億87百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億97百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計である</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	138,448	▲ 24,198	-	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	12.9	58.6
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	3,604,585
	② 一般会計等実質収支	347,739
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	3,604,585
	④ 連結実質収支	646,552
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	11.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	15.1
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	12.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8,546,661
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,659,717
	⑩ 標準財政規模	3,604,585
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	388,843

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が3億48百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億47百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	333,830	▲ 209,698	-	20.0
下水道事業特別会計	83,085	▲ 41,393	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	7.6	30.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	4,632,161
	② 一般会計等実質収支	307,371
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	4,632,161
	④ 連結実質収支	616,785
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	8.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	7.0
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	7.3
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,349,896
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,058,294
	⑩ 標準財政規模	4,632,161
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	378,768

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が3億7百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億17百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	240,706	▲ 111,958	-	20.0
下水道事業特別会計	227,588	▲ 35,334	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	8.5	110.1
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	2,736,793
	② 一般会計等実質収支	140,672
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	2,736,793
	④ 連結実質収支	495,155
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	8.2
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	8.2
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	9.3
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	6,846,434
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	4,140,055
	⑩ 標準財政規模	2,736,793
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	279,817

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が1億41百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、西平畑公園事業特別会計、用地取得特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億95百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計である</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
上水道事業会計	128,241	▲ 250,964	-	20.0
寄簡易水道事業特別会計	21,148	▲ 4,046	-	
下水道事業特別会計	13,195	▲ 13,196	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	11.3	109.7
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	3,354,620
	② 一般会計等実質収支	158,317
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	3,354,620
	④ 連結実質収支	628,485
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	10.9
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	11.3
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	11.8
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	9,601,208
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,401,883
	⑩ 標準財政規模	3,354,620
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	440,763

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億58百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、商品券特別会計が含まれる。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億28百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

## ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	173,201	▲ 417,692	-	20.0
下水道事業特別会計	201,428	▲ 8,572	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	15.4	106.6
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	3,328,308
	② 一般会計等実質収支	201,252
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	3,328,308
	④ 連結実質収支	790,411
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	15.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	15.4
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	15.5
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	8,417,729
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	5,279,338
	⑩ 標準財政規模	3,328,308
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	385,198

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億1百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億90百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水道事業会計、下水道事業会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	172,270	▲ 477,714	-	20.0
下水道事業特別会計	139,502	▲ 16,222	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)	-	-	11.1	208.3
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.23	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,495,290
	② 一般会計等実質収支	290,681
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,495,290
	④ 連結実質収支	507,684
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	10.4
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	11.8
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	11.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	18,011,028
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,133,534
	⑩ 標準財政規模	6,495,290
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	793,193

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億91百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億8百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	410,561	▲ 91,192	-	20.0
下水道事業特別会計	790,386	▲ 47,485	-	
温泉特別会計	162,700	▲ 52,050	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	9.3	149.4
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	1,931,004
	② 一般会計等実質収支	94,675
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	1,931,004
	④ 連結実質収支	245,246
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	8.4
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	10.1
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	9.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	5,184,482
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	2,549,425
	⑩ 標準財政規模	1,931,004
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	168,357

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が95百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計、土地取得特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では2億45百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	244,761	▲ 19,772	-	20.0
下水道事業特別会計	9,521	▲ 6,232	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	10.7	130.1
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.73	19.73	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	5,435,342
	② 一般会計等実質収支	197,018
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	5,435,342
	④ 連結実質収支	912,568
実 質 公 債 費 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	10.6
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	11.6
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	9.9
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	15,928,704
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	9,801,896
	⑩ 標準財政規模	5,435,342
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	727,340

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

#### ◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億12百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、介護サービスセンター事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計、下水道事業特別会計である。

#### ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

#### ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担及び一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	415,601	▲ 191,500	-	20.0
温泉事業会計	216,749	▲ 357,746	-	
下水道事業特別会計	478,241	▲ 10,963	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	3.6	-	
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.44	18.44	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,420,206
	② 一般会計等実質収支	774,610
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,420,206
	④ 連結実質収支	1,554,224
実質公債費比率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	4.1
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	4.9
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	1.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	15,336,875
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,173,049
	⑩ 標準財政規模	9,420,206
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	879,765

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が7億75百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では15億54百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	615,276	▲ 509,971	-	20.0
下水道事業特別会計	666,351	▲ 74,749	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※3	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成19年度比率(暫定値)		-	-	1.1	-
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	1,677,903
	② 一般会計等実質収支	132,209
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	1,677,903
	④ 連結実質収支	186,811
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成17年度(単年度)実質公債費比率※4	2.5
	⑥ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※4	1.4
	⑦ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※4	▲ 0.6
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	2,319,874
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	5,043,376
	⑩ 標準財政規模	1,677,903
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	113,403

※4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億32百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億86百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。

## ◆ 将来負担比率

- 公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額、退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	66,486	▲ 7,225	-	20.0
下水道事業特別会計	37,058	▲ 7,198	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。